

外国人就労許可制度「ポイント制」導入

日本の雑誌の紙面で、「習近平が始める外国人格付制度」、「東大卒エリート社員でもCランクに」、「日本人駐在員たちは前代未聞の措置に右往左往」等の記事を目にしました。

この記事は、従来曖昧な部分が多かった「外国人就労許可制度」の許可基準を明確なものにする、という主旨の制度変更（2017年4月全面施行）について解説されたものです。単なる制度変更が、なぜこうした扇情的な記事になるのでしょうか？それは、中国において外国人が



<外国人就業証（現行の様式）>

就労許可を得る際、従来無かった「ポイント制」が新たに導入されることとなり、ポイントが不足する場合は就労許可が下りない、つまり外国企業は社員を自由に中国へ駐在させることができなくなる、という可能性が生じているためです。同制度では、「年収」、「学歴」、「職務経験」、「中国語能力」、「年齢」等の各項目の合計ポイントが各人の「得点」、すなわち「評価」となることから、「『高齢』の技術指導員」、「研修目的の『若手』社員」等、日本側では高評価の人材であっても、年収・年齢等が原因で中国では低評価（就労が認められない）、という事態が懸念されるのです。

では、どのような人材であれば駐在員として派遣しやすいのでしょうか？関係当局に問い合わせたところ、現時点では具体的な実務基準が定まっておらず不透明な部分がありますが、公開情報によると次のとおり規定されています。

まず、外国人就労者は、A、B、Cの3つに分類されます。

外国人就労者の分類表（各項目のうちいずれか一つ該当すれば良い）>

A類（高級人材）→ 奨励	B類（専門人材）→ 管理	C類（一般人材）→ 制限
<ul style="list-style-type: none"> ○国際的な専門認定標準に合致する人材 ○市場ニーズを満たす人材 ○イノベーション人材 ○優秀青年人材 ○85ポイント以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○職務要求に合致する人材 ○経済発展に不可欠な人材 ○専門管理人員 ○専門技術人員 ○60ポイント以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時性・季節性の労働力 ○市場ニーズを満たす人材 ○非技術的な業務やサービスに従事する人材

☆ A類人材特典 ⇒ 年齢無制限（B類・C類は原則60歳上限）、申請簡素化等。

上記分類における各種人材の要件（イノベーション人材・優秀青年人材等）の定義に関しては、曖昧な記述に止まっているものもあるため、実際にはポイントの数字で各自判断する必要があります。各項目の評価については、次のとおり基準表が制定されています。

<ポイント評価基準表>

項目	基準	得点 (点)
年収 (中国国内)	45 万元以上	20
	35 万以上 45 万元未満	17
	25 万以上 35 万元未満	14
	15 万以上 25 万元未満	11
	7 万以上 15 万元未満	8
	5 万以上 7 万元未満	5
	5 万元未満	0
学歴或いは国際 職業資質証明	博士或いは博士相当	20
	修士或いは修士相当	15
	学士或いは学士相当	10
職務経歴 (関連業務)	2 年超過の場合、1 年毎に 1 点追加	(最高) 15
	2 年	5
	2 年未満	0
年間業務時間 (中国国内)	9 ヶ月以上	15
	6 ヶ月以上 9 ヶ月未満	10
	3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	5
	3 ヶ月未満	0
中国語能力	HSK 5 級以上或いは中国語教員課程の学士以上の学位	10
	HSK 4 級	8
	HSK 3 級	6
	HSK 2 級	4
	HSK 1 級	2
業務エリア (赴任地)	西部地域	10
	東北地域等旧工業地帯	10
	中部地域国家級貧困県等の特別区域	10
年齢	18 歳以上 25 歳以下	10
	26 歳以上 45 歳以下	15
	46 歳以上 55 歳以下	10

	56 歳以上 60 歳以下	5
	60 歳超	0
世界有名大学卒業 あるいは世界ト ップ 500 企業で の勤務経験有り	世界トップ 100 大学の卒業	(最高) 5
	世界トップ 500 企業における勤務経験	(最高) 5
省級外国人工作 管理部門奨励点	地方経済社会の発展ニーズを満たす特殊人材 (昇級外国人工作管理部門制定の具体的基準による)	0~10

上記ポイント表から計算すると、A類（高級人材）に属する人は、「国際的に公認された科学者・芸術家等一部の特別な技能・専門性を有する人（ポイント不要）」或いは、超高学歴・高年収等の要件で高得点をマークする方（85 点以上）」に限定されるため、殆どの駐在員はB類（専門人材）或いはC類（一般人材）に属することになると思われます。

今回の制度変更により、今、中国が求めている人材とは、「一定の租税力があり、現地社員とコミュニケーションが取れる程度の中国語が話せて、それなりに業界経験のある、労働適齢期の人」、加えて「内陸の未開発地域の発展に貢献してくれるなら尚良し」といえます。つまり、以前のような「外国人の皆さん、とにかく中国に来て税金を納めて下さい」というスタンスから、「今後の中国の経済発展に意欲的に貢献してくれる優秀な方は、是非来て下さい」というものになってきている、とも理解できます。

産業構造の変化に伴い、中国の人材に対する考え方も変化を見せ始めており、冒頭のような雑誌記事を読む際にも、「中国は、またとんでもないことをし始めた」と捉えるのではなく、時代の変化を表すものとして冷静に受け止めていただきたいと思います。

上海市内展示会情報（2017 年 1 月）

※ 1 月以降の情報については、12 月下旬時点では発表されておりませんので、ご了承下さい。

★トピックスレポート（中国人スタッフ便り）★

「二十四節気（にじゅうしせっき）」がユネスコ無形文化遺産に

11月30日、中国が申請していた季節の節目を表す「二十四節気」のユネスコ無形文化遺産への登録が決定されました。「太陽の年間運動を観察し、それに基づき旬・気候・生物気象等の変化の法則を把握することにより、知識システムと社会体制を構築した」という点が登録の決め手となったようです。世界の気象界においては、「二十四節気は、古代中国の四大発明（羅針盤・火薬・紙・印刷）に次ぐ『中国五大発明』だ」とも称賛されています。

＜二十四節気の一覧＞		＜ユネスコ無形文化遺産登録までの歩み＞
1. 立春	春の始まり	○2005年、中国農業博物館は「二十四節気」を中国国家級非物質文化遺産へ登録申請。 ○2006年、中国国家級非物質文化遺産登録。 ○2009年～2011年の間、中国農業博物館はユネスコ無形文化遺産に登録申請するも不合格（再申請するも再度不合格）。 ○2014年、中国農業博物館は中国無形文化遺産保護センターと連携し、再々申請の準備活動を開始。 ○2015年3月、ユネスコへ再々申請。 ○2014年～2015年の間、計14回の会議が開催、申告資料準備（論点は、二十四節気概念を異国に対しどう伝えるか）。 ○2016年11月30日、登録成功。 ⇒ユネスコ無形文化遺産は計5区分。今回登録された二十四節気は第4区分の「自然界及び宇宙知識と実践」。これは、第4種類に登録成功した世界で初めてのケース。
2. 雨水	降水の多い時期	
3. 啓蟄	雷により冬眠動物が目覚める	
4. 春分	昼夜の長さが同じ	
5. 清明	天候爽快、植物が生い茂る	
6. 穀雨	穀物が成長	
7. 立夏	夏の始まり	
8. 小満	小麦等の穀物がふっくら	
9. 芒種	小麦等の穀物が成熟	
10. 夏至	暑い夏の到来	
11. 小暑	暑さが厳しくなる	
12. 大暑	暑さが最も厳しい日	
13. 立秋	秋の始まり	
14. 処暑	暑い夏が収まる	
15. 白露	涼しくなる	
16. 秋分	昼夜の長さが同じ	
17. 寒露	露が氷になる	
18. 霜降	霜が降りる	
19. 立冬	冬の始まり	
20. 小雪	雪が降り始める	
21. 大雪	雪が積もる	
22. 冬至	寒い冬の到来	
23. 小寒	寒さが厳しくなる	
24. 大寒	寒さが最も厳しい日	

実は、中国の春秋戦国時代（紀元前 770～221 年）には既に四つの節気が誕生し、秦漢時代（紀元前 206～202 年）には二十四の節気全てが完成していたそうです。以降、長らく農業大国として歩んできた中国において、「二十四節気」は人々の生活と密接に関わり続けてきました。しかし、ここ数十年の間、農業大国から世界の工場へ、そして消費大国へと急激な変化を遂げる中、「立夏は卵、夏至は麺類、冬至は餃子を食べる」といった習慣や「白露以降は半袖の服を着てはいけない」といった、先人の知恵も忘れ去られようとしています。

今回のユネスコ無形文化遺産登録をきっかけに、若い世代の中国人が自国の歴史や文化に少しでも興味を持ってくれればと思います。